

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月4日の日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
12月4日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただき
ました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第55号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例
の一部を改正する条例について

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の
一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第56号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について（川
根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（川
根本町生きがい対応型デイサービスセンタ
ー）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第63号 平成30年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長(中澤莊也君) 日程第9、議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第64号 平成30年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(中澤莊也君) 日程第10、議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第65号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第11、議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第66号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別
会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第12、議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第67号 平成30年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(中澤莊也君) 日程第13、議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特

別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と行政側では副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、その他の議員は大会議室のほうへ移動をお願いします。

再開は、全員協議会終了後にいたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前10時00分

○議長（中澤莊也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（中澤莊也君） 最初に会議に入る前に、私の発言について訂正をさせていただきます。

休憩前の本会議において、日程第6、議案第60号の議題の名称でございますが、公の施設

の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）と申しましたが、川根本町障害福祉サービスセンターの誤りでありましたので、訂正をさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

◇

◎日程の追加

○議長（中澤莊也君） お諮りします。

ただいま、町長から議案8件と議員から発議1件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第9として議題としたいと思います。

これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第9として議題とすることに決定しました。

◇

◎追加日程第1 議案第68号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、議案第68号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第68号です。川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、去る8月10日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給の支給月数を0.05月分引き上げるといった内容の勧告を行ったところであります。

町といたしましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎追加日程第2 議案第69号 川根本町特別職の職員で常勤のもの
給料等に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（中澤莊也君） 追加日程第2、議案第69号、川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第69号です。川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、平成30年8月の人事院勧告により国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に特別職の期末手当の支給率を年間0.05月引き上げ、年間4.45月分となる改正をするものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎追加日程第3 議案第70号 平成30年度川根本町一般会計補正予算（第5号）

◎追加日程第4 議案第71号 平成30年度川根本町町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎追加日程第5 議案第72号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎追加日程第6 議案第73号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）

◎追加日程第7 議案第74号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

◎追加日程第8 議案第75号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 追加日程第3、議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第5号）から、追加日程第8、議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3、議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)から、追加日程第8、議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは追加上程いたしました議案第70号から第75号の一般会計及び5つの特別会計における補正予算は、主な補正理由が全て同じであることから、一括で概要説明をさせていただきます。

議案第70号、一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,401万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ64億5,377万5,000円とするものであります。

今回の補正は、地域振興基金の一部で債券運用していた分の売却益を基金に積み戻すための補正と、職員人件費の補正をお願いするものであります。職員人件費の補正は、人事院勧告に基づくものと、これまでの精査に基づくものが含まれております。

以降、5つの特別会計補正予算は、全て人事院勧告に基づく職員人件費の補正であります。

議案第71号、川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億3,096万2,000円とするものであります。

議案第72号、川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)です。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億2,535万7,000円とするものであります。

議案第73号、川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,707万9,000円とするものであります。

議案第74号、川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,606万7,000円とするものであります。

議案第75号は、川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,771万6,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎追加日程第9 発議第2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 追加日程第9、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。これから発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月20日午前9時に本会議を開会し、一般質問及び議案第54号の第2常任委員会委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決及び議案第68号から議案第75号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午前10時12分